

令和8年度版



山梨県

YAMANASHI

わ

が

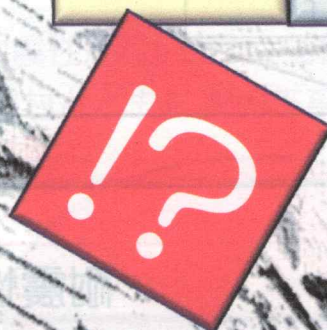
家

は

大

丈

夫



木造住宅居住安心支援事業

昭和56年5月以前に着工された木造住宅は、耐震性が低い可能性があります。

昭和56年6月の建築基準法の改正により、耐震基準が強化され、概ね震度6強の地震でも倒壊しない構造となっております。

一方、それ以前に建てられた木造住宅は、耐震性が低い可能性があるため、是非耐震診断を行ってください。

STEP1 建築年月日の確認

昭和56年5月以前

STEP2 耐震診断

耐震性なし

判定結果の見方	総合評点	判定	耐震性
	1.5以上	倒壊しない	あり
	1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない	
	0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある	なし
	0.7未満	倒壊する可能性が高い	

STEP3 耐震設計・耐震改修工事等

工事完了

耐震化完了

耐震性が低いままだと...

もし、家族や友人がいる時に地震が発生し、自宅が倒壊してしまったら...



倒壊して火災が起きたり、道を塞いだら...
誰かの救助の妨げになったら...

生存しても、家がなくなれば避難所生活。
プライバシーとか、健康面が心配...



業連 誰かの「命」に関わってきます。 奇木

耐震化を行うにも費用の心配が...

県では、次の事業について、補助制度を用意しています。なお、市町村によって事業内容等が異なる場合がありますので、詳しくは「お住いの市町村」にお問合せください（裏面）。

【補助制度が利用できる木造住宅】

次の条件に全て該当する木造住宅が補助を利用することができます。

- ①県内にあり、昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ②木造在来工法で2階建て以下の住宅
- ③長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅（借家を除く）
- ④市町村が認める住宅

【耐震診断（無料）】

市町村に申込をすると、山梨県耐震診断技術者（建築士）が派遣され、住宅を調査し、地震に対する強度を診断します。診断後、総合評点を示し、説明を行います。

自己負担
0（ゼロ）

【耐震改修等】

耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の場合、耐震性がないため、耐震設計・耐震改修工事等を行う必要があります。県では市町村とともに次の工事に対して補助制度を設けています。

① 耐震改修工事

補助限度額：最大 1,437,500円

② 建替え工事

補助限度額：最大 1,437,500円

ただし、耐震改修工事費と建替え工事費を比較して低い額が限度となります。

耐震改修・建替
最大1,437,500円
補助

住宅全体を耐震化するまでの費用はなかなか厳しいという方には...

【耐震シェルター等設置工事（防災ベッド含）】

補助額：24万円 ※金額は市町村により異なります。

住宅の1室の中にシェルターや防災ベッドを設置する工事です。

総合評点が0.7未満の住宅が対象となります。



低コスト工法とは...

既存の壁や床、天井を最小限に解体することで補強できる、耐震改修工法の一つです。県では、この工法を習得してもらうため、改修事業者に研修会を開催しました。研修修了者は県ホームページに公表されていますので、参考にしてください。

【メリット】

- 工事費を抑えることができます
- 工期が短縮できます
- 工事中の生活への影響が軽減されます
- ゴミ（廃棄物）が少なくなります
- 費用が縮減されたことで他のリフォームができます

6 甲斐市 N邸

評価UP! 0.29→**1.23**

一般的な工法の場合

低コスト工法の場合

毎日安心できる暮らしを
リーズナブルに

耐震改修工事費	約210万円
耐震改修設計費	約32万円
工事年度	2022年度
延床面積・築年・階数	75.35㎡・昭和49年・2階建て

約370万円
補助金：140万円
自己負担額：約270万円

約242万円
補助金：120万円
自己負担額：約122万円

工期
約30日

※工事費については、耐震改修工事のみ、工期はリフォームを含みます。

【所有者のコメント】

築年数が古いので、数年前に耐震診断を受けたところ、倒壊の危険ありと判定された。古い建物にお金をかけて直すべきか躊躇していたが、低コスト工法があること、補助金を利用できることを知り、耐震改修をお願いした。工事費用をだいぶ抑えることができたので、その分、断熱リフォームに使うことができた。また、工事中は部屋を移動して住みながらできた。耐震性が上がったため、安心して過ごすことができるので耐震改修を行ってよかった。

【業者からのコメント】

改修する部屋を軸に耐震補強計画を行い、工事を細分化することで費用や工事期間中の生活環境の負担を軽減するように配慮した。低コスト工法を利用することで、天井と床下への施工は最小限で済んでいるため、所有者への負担軽減となりよかったと思う。低コスト工法を採用することで、補強箇所を分散でき、バランスのよい計画が可能になると思う。

低コスト工法を採用した耐震改修事例も県ホームページでご覧いただけます。

市町村窓口一覧

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
甲府市 建築指導課	055-237-5828	早川町 振興課	0556-45-2517
富士吉田市 都市政策課	0555-22-1111	身延町 建設課	0556-42-4808
都留市 建設課	0554-43-1111	南部町 交通防災課	0556-66-3417
山梨市 都市計画課	0553-22-1111	富士川町 都市整備課	0556-22-7214
大月市 建設課	0554-20-1852	昭和町 都市整備課	055-275-8413
韮崎市 移住定住促進課	0551-45-7634	道志村 産業振興課	0554-52-2114
南アルプス市 管理住宅課	055-282-6397	西桂町 建設産業課	0555-25-2173
北杜市 土地政策課	0551-42-1361	忍野村 建設課	0555-84-7793
甲斐市 建築住宅課	055-268-2336	山中湖村 村土整備課	0555-62-9975
笛吹市 まちづくり整備課	055-261-3334	鳴沢村 振興課	0555-85-3083
上野原市 建設課	0554-62-3123	富士河口湖町 都市整備課	0555-72-1976
甲州市 都市整備課	0553-32-5072	小菅村 源流振興課	0428-87-0111
中央市 建設課	055-274-8553	丹波山村 振興課	0428-88-0211
市川三郷町 建設課	055-272-1136		



県土整備部 建築住宅課 建築防災担当

TEL: 055-223-1734

